

せたがやインクルージョンプラン

そ あん
【素案】

ばん
わかりやすい版

1. 計画の策定にあたって

けいかく き 計画で決めること

この計画は、世田谷区の障害に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するために作るものです。

世田谷区民のための「障害福祉サービス」や「障害児通所支援など」の提供体制の確保、円滑な実施を図ることを定めます。

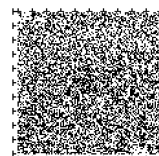
けいかく なまえ 計画の名前

いろいろな人が、おたがいを大切にし、地域の一員として安心して暮らせる社会をつくるのが、これまで以上に大切です。

このため、障害のある人も、障害のない人も、おたがいに助け合いながら、地域で自分らしく暮らせる社会をめざします。また、すべての区民がおたがいの違いや考え方を認め合い、だれ一人取り残さない社会をめざして、この計画の名前を次のようにしました。

せたがやインクルージョンプラン

せたがやくしょうがいし さくすいしんけいかく
-世田谷区 障害施策推進計画-



けいかく きかん 計画の期間

けいかく きかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんど ねんど ねんかん
計画期間は、令和9年度から令和11年度(2027年度から 2029年度)の3年間とします。

けいかく すがた 2. 計画がめざす姿

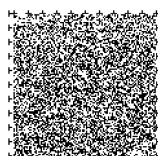
きほん りねん 基本理念

しょうがい ひと ひと たが じんかく こ せい そんちよう
障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して
す な ち いき ささ せんたく じ ぶん せいかつ
住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を
あんしん けいぞく しゃかい じつげん
安心して継続できる社会の実現

こうどう 行動コンセプト

れいわ ねんど れいわ ねんど ねんど ねんど あいだ し えん ひと
令和9年度から令和11年度(2027年度から2029年度)の間に、支援する人たちが
どのように こうどう きほんてき かんが かた きょうつう にんしき けいかく きかん
行動したらよいかの基本的な考え方を 共通の認識にするため、計画期間
における「行動コンセプト」を次のように定めます。

とう じ しゃ せんたく ささ
「当事者の選択を支える」



3. 重点取組

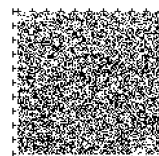
関係する機関の声や、アンケート調査、国の考え方などに基づいて、次の9つの項目を重点的な取り組みとします。

- 1 障害理解の促進・差別解消
- 2 精神障害施策の推進
- 3 高次脳機能障害施策の充実
- 4 医療的ケア児・者の支援
- 5 災害への備えの推進
- 6 地域生活を支える仕組みづくり
- 7 人材の確保・定着・質の向上
- 8 多様な働き方の拡大
- 9 情報コミュニケーション推進・アクセス手段の確保

4. 施策の取組

1. 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

(1)理解する	障害があることで暮らしにくくなっていることを、お互いに分かり合えるようにします。
(2)守る	差別や虐待、悲しい思いをすることをなくし、権利を守ります。



2. 安心して暮らし続けることができる地域づくり

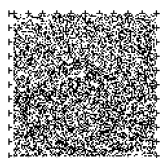
(3) つながる場をつくる	障害のある人ない人が交流したり、つながることができる場所をつくります。
(4) 連携して支援する	たくさんの人たちが協力して、手助けが必要な人を支えます。
(5) 安心できる暮らしを確保する	緊急時でも生活の心配がないようにします。 みんなの健康を守ります。
(6) 望むライフスタイルを実現する	いろいろな住む場所を準備して、希望する暮らし方を選べるようにします。
(7) 毎日の暮らしをサポートする	毎日の暮らしに必要な手助けを行います。
(8) 出かけやすい街をつくる	みんなが安心して出かけやすい街をつくります。
(9) いつでも相談できる	困ったときだけでなく、いつでも相談できるようにします。
(10) 家族を支援する	一緒に暮らす家族の負担を減らす手助けをします。
(11) サービスの質を向上する	手助けが必要な人が満足できる福祉サービスをめざします。

3. 参加及び活躍の場の拡大のための施策

(12) 望むワークスタイルを実現する	それぞれが希望する働き方ができるようにします。
(13) みんなで共に学ぶ・楽しむ・考える	ともに学び楽しみ、一緒に考えます。

4. 情報コミュニケーションの推進のための施策

(14) 情報取得・発信手段を確保する	必要な情報を知ることができ、自分の言葉で伝えられるように手助けします。
---------------------	-------------------------------------



5. 計画の推進体制

この計画は、当事者を 中心として、区や民間事業者、関係する機関、障害者団体等が協力して推進します。

○区の保健・福祉の施策を議論する「世田谷区地域保健福祉審議会」などでの意見や議論、施策の評価・点検の結果等を踏まえて、施策の検討や見直し等を行います。

○障害者施策に関する専門的な事項については、「世田谷区障害者施策推進協議会」で協議します。

○「世田谷区自立支援協議会」では、障害者の自立を支援するための地域のネットワークづくりや生活支援サービスの検討など、地域でどのような支援体制を整えていったら良いか協議しています。

○区は、地域で暮らす当事者の生活を支えるセーフティネットづくりと、権利を護ることを担当しながら、施策を計画的に進めます。それぞれの施策を担当する課や5つの地域の保健福祉センターは、それぞれの施策を推進するため、民間事業者や関係する機関などと協力しています。

